

## なごみの家 利用料金表

### 《要支援》

(1) 介護サービス費（1ヶ月単位の包括費用）

状態区分	1ヶ月単位の自己負担額
要支援 1	3,438 円
要支援 2	6,948 円

(2) 加算項目

初期加算	登録した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として下記の自己負担が必要となります。 30 日を超える入院をされた後に利用再開した場合も同様です。 <u>自己負担額 30 円（1日あたり）</u>
サービス提供体制強化加算 I 1	看護師、准看護師を除く従業者のうち、勤続 10 年以上の介護福祉士の割合が 25% 以上の場合、下記の自己負担があります。 <u>自己負担額 750 円（1ヶ月あたり）</u>
総合マネジメント体制強化加算	利用者の心身の状況・環境の変化に応じ、随時計画作成責任者、看護師、介護職員等が共同し、計画の見直しを行っており、地域の病院、診療所、老健などの関係施設に対し、事業所が提供することのできる当該サービスの具体的な内容の情報提供を行っている場合、下記の自己負担額が必要となります。 <u>自己負担額 1,000 円（1ヶ月あたり）</u>
介護職員処遇改善加算 II	1ヶ月の包括費用と各種加算を加えた総額に 7.4% を加算した自己負担があります。（1ヶ月あたり）
介護職員特定処遇改善加算 I	1ヶ月の包括費用と各種加算を加えた総額に 1.5% を加算した自己負担があります。（1ヶ月あたり）

(3) 自己負担費用（利用回数にて負担）

項 目	金 額	備 考
食 費	1.100 円	朝食 250 円 昼食 400 円 夕食 450 円
宿 泊 費	1.300 円	1 日につき
水道光熱費	500 円	1 日につき
おむつ代	実費	
日用品費	実費	
教養娯楽費	実費	

## 《要介護》

(1) 介護サービス費（1ヶ月単位の包括費用）

看護職員配置加算 I の場合

常勤かつ専従の正看護師が 1 名以上配置された場合の利用者負担額

状態区分	1ヶ月単位の自己負担額		
	基本額	加算額 (看護職員配置加算 I)	自己負担額計
要介護 1	10.423 円	900 円	11.323 円
要介護 2	15.318 円	900 円	16.218 円
要介護 3	22.283 円	900 円	23.183 円
要介護 4	24.593 円	900 円	25.493 円
要介護 5	27.117 円	900 円	28.017 円

看護職員配置加算 II の場合

常勤かつ専従の准看護師が 1 名以上配置された場合の利用者負担額

状態区分	1ヶ月単位の自己負担額		
	基本額	加算額 (看護職員配置加算 II)	自己負担額計
要介護 1	10.423 円	700 円	11.123 円
要介護 2	15.318 円	700 円	16.018 円
要介護 3	22.283 円	700 円	22.983 円
要介護 4	24.593 円	700 円	25.293 円
要介護 5	27.117 円	700 円	27.817 円

看護職員配置加算 Ⅲ の場合

看護職員を常勤換算で1名以上配置している場合の利用者負担額

状態区分	1ヶ月単位の自己負担額		
	基本額	加算額 (看護職員配置加算 Ⅲ)	自己負担額計
要介護 1	10.423 円	480 円	10.903 円
要介護 2	15.318 円	480 円	15.798 円
要介護 3	22.283 円	480 円	22.763 円
要介護 4	24.593 円	480 円	254.073 円
要介護 5	27.117 円	480 円	27.597 円

(2) 加算項目

初期加算	登録した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として下記の自己負担が必要となります。 30 日を超える入院をされた後に利用再開した場合も同様です。 <u>自己負担額 30 円 (1 日あたり)</u>
認知症加算 Ⅰ	日常生活に支障を来たすおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)については、下記の自己負担が必要となります。 <u>自己負担額 800 円 (1 ヶ月あたり)</u>
認知症加算 Ⅱ	要介護 2 に該当し、日常生活に支障を来たすおそれのある症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅱ)については、下記の自己負担が必要となります。 <u>自己負担 500 円 (1 ヶ月あたり)</u>
サービス提供体制強化加算Ⅰ	看護師、准看護師を除く従業者のうち、気の旬 10 年以上の介護福祉士の割合が 25% 以上の場合、下記の自己負担が必要になります。 <u>自己負担額 750 円 (1 ヶ月あたり)</u>
総合マネジメント体制強化加算	利用者の心身の状況・環境の変化に応じ、随時計画作成責任者、看護師、介護職員等が共同し、計画の見直しを行っており、地域の病院、診療所、老健などの関係施設に対し、事業所が提供することのできる当該サービスの具体的な内容の情報提供を行っている場

	合、下記の自己負担額が必要となります。 自己負担額 <u>1,000 円 (1ヶ月あたり)</u>
介護職員 処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月の包括費用と各種加算を加えた総額に 7.4%を加算した自己負担があります。(1ヶ月あたり)
介護職員特定 処遇改善加算 Ⅰ	基本額と各種加算を加えた総額に 1.5%を加算した自己負担が必要となります。(1ヶ月あたり)

(3) 自己負担費用 (利用回数にて負担)

項 目	金 額	備 考
食 費	1,100 円	朝食 250 円 昼食 400 円 夕食 450 円
宿 泊 費	1,300 円	1日につき
水道光熱費	500 円	1日につき
おむつ代	実費	
日用品費	実費	
教養娯楽費	実費	

\*新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて、令和3年4月1日より9月30日の間は、基本報酬に0.1%を上乗せする特例の措置がとられています。